

一般社団法人日本精神科看護協会  
教育認定委員会

精神科認定看護師制度の改正準備  
プロジェクト

報 告 書

平成 26 年 4 月

## 1. 目的

精神科認定看護師制度は平成7年に創設された。その後、平成19年度に4分野であった認定分野を10の専攻領域に細分化し、協会が指定する施設での実習の実施等カリキュラムの充実等の大幅な制度の改正を実施した。この制度の改正時には、国の施策を見据えて専攻領域の細分化を行ったものの、そのニーズが当初予想されたよりも高まらない専攻領域があった。また、看護界においては、大学や大学院における教育が充実してきており、厚生労働省の「チーム医療推進会議」では「特定行為に係る看護師の研修制度（案）」に関する議論が行われている。

これらの現状をふまえ、当協会では高い実践能力をもつ精神科認定看護師の養成について平成23年度からプロジェクトを発足した。平成23年度は「精神科認定看護師制度の方向性に関するプロジェクト」において、今後の精神科認定看護師制度の方向性や教育制度のあり方等に関する議論を重ねた。平成24年度の「精神科認定看護師制度検討プロジェクト」では精神科認定看護師制度の改正の概要（案）が提示され、平成27年度に精神科認定看護師制度を改正することとなった。本プロジェクトは、平成24年度のプロジェクトにより報告された内容に基づき、その実現にむけた準備および必要な検討を行うことを目的に発足した。平成27年度の改正が20年目を迎えようとしている精神科認定看護師制度のさらなる発展につながることを願っている。

## 2. 検討期間および答申時期

平成25年5月から平成26年3月にかけて検討し、その結果を平成26年4月15日の理事会に答申する。

## 3. 検討内容と提案事項

平成24年度の「精神科認定看護師制度検討プロジェクト」により提示された「精神科認定看護師制度の改正の概要（案）」（以下、制度改正概要という）に基づき、検討した結果を表1に示す。また、新制度の概要を資料1にまとめた。

本プロジェクトにおいては、特に教育カリキュラム、実習の指導体制の充実等について時間をかけて議論をした。

表1 平成25年度の検討内容と結果

項目	平成24年度の改正案	平成25年度の検討内容と結果
専攻領域	統合	専攻領域の統合を受け、役割を一部見直し
受講資格 審査	○出願要件 看護師として 精神科看護の経験5年以上	○出願要件を満たしている看護師を広く募集 ○出願書類の見直し
教育課程	○単位数 38単位程度を基準に検討する ○中間評価の実施 ○講師・教員 専任教員の配置を検討する	○教育理念、目的の明確化 ○学習内容、実習内容の検討 ○中間評価の考え方の検討 ○実習評価責任者とチューターを配置し、実習前の指導を充実
認定試験	○試験内容 小論文、筆記試験、口頭試問 面接は実施しない ○出題について 試験委員会の設置やテキストからの出題を改め、出題基準を設けることを検討する。	○試験の実施体制を強化し、試験小委員会において出題基準や試験問題の作成を行う。作問部会が問題を作成する
登録	○表記の方法 例 精神科認定看護師 ○専攻領域について 全て統合し、精神科認定看護師として一本化する。 ○その他 精神科認定看護師の活動状況を把握するための方法を検討する必要がある。	○表記については、改正案の通り。
更新	○活動実績ポイント 専攻領域の統合に伴い、点数の見直しを行う。また、項目間の点数の整合性をとる必要があるため全体の見直しを行う。	○精神科認定看護師の活動として推奨する項目の活動実績ポイントを高く設定 ○新たな項目を追加し、項目間の点数の整合性を図った。
すでに登録している精神科認定看護師への措置	○専攻領域の統合に伴う事務手続きは事務局で行い、精神科認定看護師の申請は必要としない。 ○教育課程の単位数が増えることについての措置は今後検討していく。	○教育課程の単位数が増えるため、希望者は認定の研修会を受講できるようにする。

## 1) 専攻領域と役割規定

10 の専攻領域の統合に伴い、各専攻領域の役割規定に代わるものとして、精神科看護領域の認定看護師として担う役割を検討した。精神科認定看護師がその役割を発揮することによって看護の現場において看護ケアの質の向上につながると考えた。検討結果は、資料1スライド5、6枚目を参照。

### <提案事項>

- 精神科看護領域の認定看護師として担う役割を「すぐれた看護実践能力を用いて、質の高い精神科看護を実践すること」「精神科看護に関する相談に応じること」「精神科看護に関する指導を行うこと」「精神科看護に関する知識の発展に貢献すること」とする。

### <理由・背景>

- 制度開始時は分野が4つであったが、10領域に細分化をしたことにより実践の範囲が明確化された。ところが、精神科認定看護師の活動の場や役割を発揮する機会が領域に限定されてしまう側面があった。
- 近年の精神科医療では、多様な課題をもつ対象者が増え、看護の現場では複数の領域が重なり合う看護実践が求められている。
- 多様な課題をもつ対象者への看護は、対象者を的確にアセスメントし、精神科看護の専門的な知識を応用することができる精神科認定看護師がその役割を発揮することによって質の高い看護の提供ができる。
- 現行の「すぐれた看護実践能力を用いて適切な看護を行うこと」「関係する医療チームと協働して、質の高い看護実践を行うこと」に関する役割は、内容が重なり合う部分がある。医療チームと協働することについては、質の高い看護実践の中に含まれると考え、文章を1つにまとめた。
- 現行の「相談」に関する役割については、精神科認定看護師が持つ知識を活用する観点から、他の看護領域に限定しない文章表現に改めた。また、院内教育に携わる精神科認定看護師が増えていることから、今後さらに指導的な立場を担うことを期待して、指導を役割に位置づける。
- 現行の「知識の集積」に関する役割については、知識の全体の発展に貢献するという広い意味を持たせる。
- 社会からの期待に応えるため国民に分かりやすい表現を用いる。

## 2) 受講資格審査

制度改正概要に基づき、出願や審査を中心に検討をした。検討結果は、資料1スライド8、9枚目を参照。

### <提案事項>

#### (1) 出願について

- 教育カリキュラムの要である実習において学びを深めるためには豊富な精神科看護実践が必要であることから、出願要件を精神科看護経験5年に引き上げる。

- 受講資格審査の要件である「精神科看護の実務経験」については、これまでと同様に精神科病棟における実務経験に限定しない。精神科病棟での実務経験が少ない場合であっても精神科看護を必要としている対象者に対して5年以上の実務経験があれば出願資格があるものとみなし、精神科看護を実践している看護師を広く募集する。
- 精神科看護を必要としている対象者へのケアを実践していることが明らかであれば、医療機関以外からも出願を認める。医療機関以外に勤務している場合の例示をホームページ等で公表する。
- 学術集会等で制度改正に関する説明会を実施し、受講資格審査の出願者の増加を目指す。

<理由・背景>

- 看護現場における看護ケアの質の向上をはかるという精神科認定看護師制度の目的に鑑みて受講資格審査の出願資格の実務経験を精神科病棟に限定しない。また、精神科看護の定義<sup>1)</sup>からも出願者の勤務先を医療機関に限定する必要はない。

(2) 審査について

- 専攻領域ごとの審査を改めることに伴い、出願書類の項目の見直しを行った(資料2参照)。精神科看護の実務経験を把握するために「看護過程の展開」を記載し提出を求める。
- 小論文については従来どおり実施する。

<理由・背景>

- 看護過程が展開できることを前提としたカリキュラムとしたため、受講資格審査において看護過程の展開ができることを判定する必要があるため審査に含める。

注釈1) 精神科看護の定義

精神科看護とは、精神的健康について援助を必要としている人々に対し、個人の尊厳と権利擁護を基本理念として、専門的知識と技術を用い、自律性の回復を通して、その人らしい生活ができるよう支援することである。

### 3) 教育課程

制度改正概要に基づき検討した結果を資料1スライド11枚目から22枚目に示す。精神科認定看護師の役割を発揮し、様々な臨床状況に対応できる能力を養うことができるようにカリキュラムと指導体制を見直した。

#### <提案事項>

##### (1) カリキュラム全般について

- 看護管理者や精神科認定看護師を目指す個人へ精神科認定看護師を養成することの意義を明確に周知するため、「精神科看護の知識や技術を用いて質の高い精神科看護の実践・相談・指導ができる精神科認定看護師を養成する」という教育理念を掲げ、それに基づいた教育目的を作成する。
  
- 現行のカリキュラムを基に「基礎科目は、精神科認定看護師としての役割に関する知識と技術を習得する科目」「専門基礎科目は、精神保健医療福祉に関する専門的な知識と技術を習得する科目」「専門科目は、精神科看護に関する専門的な知識と技術を習得する科目」「演習・実習は、基礎科目・専門基礎科目・専門科目で習得した知識と技術を活かし、精神科認定看護師としての役割を実践的に習得する科目」と位置づけ、精神科認定看護師として必要な知識を体系的に学ぶことができるようにする（資料3参照）。
  
- 資料3に示した学習内容に基づきシラバスを作成し、実習科目については実習要項を作成する。平成27年1月には研修スケジュールを公表できるよう準備をする。

#### <理由・背景>

- カリキュラムの再編にあたっては、現行の10領域の学習内容を網羅すること、精神科認定看護師としての役割を学ぶこと、診療の補助行為に関わる実践能力を高めることを重視した。
- 精神科認定看護師としての役割を発揮するために、看護実践を重視したカリキュラムとし、チーム医療、診療の補助行為を行う上で必要な科目を充実させた。
- 近年の精神科医療においては、対象者の疾患の多様化、入院医療から地域生活へ速やかな移行など、対象者を的確にアセスメントをする能力やサービスの利用調整を行う能力が必要になっている。

##### (2) 実習について

- 実習では多様な課題を持つ対象者（症状が重篤である、発達段階を含めたアセスメントが必要である、身体的なケアが必要である、家族の協力を得ることが困難である、患者との関係性を築くことが困難であるなど）を受け持ち、対象者を的確にアセスメントし、専門的な知識を応用することにより様々な状況に対応することができる質の高い看護実践能力を養う。

- 質の高い看護実践を行うためには入院医療の視点だけではなく、地域生活の視点を養う必要があることから、外来・在宅部門における実習を強化し、地域生活を支援する制度や支援の方法、関係機関との連携を実践的に学ぶ。
- 精神科認定看護師としての「相談」「指導」に関する役割を実践的に学ぶため、実習施設において勉強会を企画し、実施する。
- すでに実習施設として登録されている施設から引き続き協力を得るため平成 26 年度に新カリキュラムの実習について説明会を開催する。

<理由・背景>

- 現行のカリキュラムでは専門科目に担当講師を配置し、専門科目の研修会や演習Ⅱを通して認定志願者<sup>2)</sup>の指導および実習の評価を行っているが、学習が不十分な認定志願者への指導を行う体制には至っていない。
- 実習目標・実習計画が不明確である場合や看護過程の展開ができない場合、実習施設は多大な労力をかけて指導を行っているにも関わらず実習で本来学ぶべきところを学習するに至らない。このような認定志願者はごく一部分であるが、毎年見受けられ、実習前の指導を充実させることが課題となっていた。

(3) 中間試験（中間評価）について

- 各科目の学習の到達度を判定するため、実習の実施前に中間評価として「中間試験」を実施する。

<理由・背景>

- 実習を効果的に実施するためには、実習目標を明確にすることと専門的知識を身につけることが欠かせない。そのため演習で実習目標の明確化を行い、学習の到達度については中間試験において判定をすることが適切であると考えた。
- 実習前に中間試験を実施することにより認定志願者が自分自身の学習の到達度を把握することができる。また、学習が不十分な場合は、実習評価責任者から指導を受けることができるような体制を整える。

注釈 2) 認定志願者

受講資格審査に合格し、研修・実習を受講している者をさす。

#### (4) 指導体制の強化について

- 専任教員の配置については、他団体の資格認定制度における専任教員の業務内容や配置人数を試算した結果、現時点では実現することが難しい状況であった。そこで、教育指導体制の充実を図ることを目的とした実現可能な方法として実習評価責任者の配置を提案する。なお、専門科目の担当講師制については廃止する。
- 演習・実習の指導体制の強化を図るために必要な制度運営に関する費用の見直しを行い、演習・実習にかかる費用については認定志願者の負担とする。

##### <理由・背景>

- 昨年度に提案された専任教員の配置については現状では実現することが難しいが、演習・実習の指導体制の強化を図ることは急務である。そこで、専任教員の代案として、実習評価責任者とチューターを配置し、特に実習前の演習の指導を強化する。
- 演習においては、多様な課題をもつ患者のアセスメントや実習目標の明確化を行うことにより、認定志願者が実習で有意義な学びを得ることが期待される。
- これまでの専門科目の担当講師制で補うことができなかった点を改め、演習から実習評価までの認定志願者の学習状況を実習評価責任者が把握する体制をとること、学習が不十分な場合は実習施設へラウンドを実施することにより、実習施設の負担感の軽減につなげる。
- チューターは原則として精神科看護領域において質の高い看護実践を行っている精神科認定看護師とする。精神科認定看護師が次の世代の精神科認定看護師を育てることにより、精神科認定看護師の知識や技術が受け継がれることが期待される。

#### 4) 認定試験

制度改正概要に基づき、試験内容や出題、実施体制について検討した。認定制度において受講資格審査を入り口と考えると認定試験は出口にあたる。そのため認定試験の実施体制を整えることにより精神科認定看護師の質を高めることにつながる。検討結果は、資料1スライド24枚目から28枚目を参照。

##### <提案事項>

##### (1) 試験内容や出願について

- 時代の流れに合った出題ができるよう出題基準を設ける。出題基準はシラバスに準じる。
- 面接は廃止し、試験は小論文、筆記試験、口頭試問を実施する。
- 専攻領域ごとの審査を改めることに伴い、出願書類およびその項目の見直しを行う。



<理由・背景>

- 現行制度では認定試験はテキストから出題することとなっているが、精神保健医療福祉に関する制度や治療等の変化が加速している状況がある。資格取得後、最新の知識を身につけていることが期待されているためテキストに限定した出題に限界がある。
- 認定試験の受験者数の増加により試験官を確保することが難しい状況がある。

(2) 実施体制について

- 認定試験の実施体制を強化するため、教育認定委員会直轄の下部組織とした認定試験問題の作成に関する業務を担う「精神科認定看護師認定試験小委員会」を設置する。また、筆記試験問題作成に関しては、「精神科認定看護師認定試験作問部会」が担う。

<理由・背景>

- 認定試験の問題作成に関する業務は教育認定委員会で担ってきたが、法人移行に伴う組織再編や協会全体の事業拡大のため教育認定委員会の業務が増えている。そこで、認定試験の実施に必要な検討を行う新たな組織を設けることが適当である。

5) 登録

制度改正概要に基づき、検討をした。精神科認定看護師の実践内容が分かるような登録方法については、引き続き検討していく。

<提案事項>

- ホームページ等における表記は、「精神科認定看護師」に統一する。
- 登録の内容やホームページ上の「精神科認定看護師全国データ」の公表のあり方については、次年度も引き続き検討する。

<理由・背景>

- 専攻領域の表記を行わないことにより個々の精神科認定看護師の実践の場や得意とするスキルが見えにくくなることが懸念される。

6) 更新

基本的には現行制度を踏襲するが、制度改正概要で指摘された活動実績ポイントについては見直しを行った。精神科認定看護師の活動として推奨する項目、専攻領域の統合に伴い削除する項目、精神科認定看護師の活動状況をふまえて新たに追加する項目を検討し、各項目間のポイントの整合性をはかった。検討結果は、資料1スライド35枚目から40枚目を参照。

<提案事項>

(1) 活動実績ポイント換算表（改正案）について

- 資料4に改正案として示した活動実績ポイント換算表をもとに引き続き検討を行い、平成26年7月に最終案を提示する。
- 研修会の講師、学会の講師、座長、査読の項目については、知識の発展に寄与する活動としてとらえ、現行制度より配点を高くする。一方、自己研鑽に関する活動である研修会参加の項目は配点を下方修正する。
- 専攻領域により活動実績ポイントの点数が異なる項目については廃止する。
- 精神科認定看護師が行っている様々な活動のうち、社会貢献に関する項目など精神科認定看護師がもつ力を発揮する活動を追加する。

<理由・背景>

- 知識の発展に寄与する活動や精神科看護を対外的に発信する活動を推奨するという観点から、これらの活動に該当する項目は点数を高くする。また、精神科認定看護師の活動が活発になることを期待する活動についても、点数を高くする。
- 新たな項目の追加にあたっては、精神科認定看護師の力を発揮すると考えられる活動を加える。
- 病院以外の地域の施設に勤務している場合、活動実績ポイント換算表では院内活動に該当する活動を行うことが難しく、病院勤務の場合とくらべると点数を取得できる項目が限られている。そのため、地域における行政等の委員を新たな項目として追加する。

(2) 平成27年度からの運用の開始にむけて

- 活動実績ポイント換算表の見直しは、具体的な運用方法等に関して引き続き検討する必要がある、平成26年7月の理事会において提示する。
- 活動実績ポイント換算表の見直しに伴い、更新申請書類の様式についても変更する。

<理由・背景>

- 今回の活動実績ポイント換算表の見直しにより5年間の活動実績ポイントの点数が当初の見込みより少なくなる場合がある。精神科認定看護師の更新への影響が少なくなるように、具体的なケースを想定して新制度の運用方法を検討していく必要がある。
- 平成27年度から新制度による更新審査を実施するにあたり、精神科認定看護師に周知をはかる必要がある。そのため活動実績ポイント換算表や具体的な運用方法等については、平成26年7月に結論を出す必要がある。

## 7) すでに登録している精神科認定看護師への措置

今回の制度改正に伴う手続きを精神科認定看護師が行う必要はないが、カリキュラムの単位数の増加に関する対応を検討した。検討結果は、資料1スライド42枚目から44枚目を参照。

### <提案事項>

- 精神科認定看護師教育課程は原則として認定志願者の受講に限定されるが、自己研鑽を促すため精神科認定看護師の受講を認める。
- カリキュラムの新旧対照表を提示し、精神科認定看護師が自ら必要と考える研修会を受講できるように情報提供をする。
- 精神科認定看護師を対象としたブラッシュアップ研修会において、新カリキュラムの学習内容を取り入れた研修会を開催する。

### <理由・背景>

- 新教育課程は現行の教育課程より単位数が増加するため新カリキュラムの研修会の受講を推奨する。

## 8) 平成26年度の本プロジェクトの実施について

平成27年度の制度改正にむけて、表2に示す事項については引き続き検討が必要である。

### <提案事項>

- 平成27年度の制度改正にむけて、本プロジェクトを継続し、平成26年11月に最終報告を理事会に提出する。

### <理由・背景>

- 教育課程を重点的に検討した結果、当初の見込みより検討に時間を要したため表2に示した事項については、積み残しとなった。

表2 平成26年度の主な検討事項

項目	検討が必要な事項
教育課程	教育目的、シラバスの作成、中間評価の実施方法 実習要項の作成、実習の評価方法 など
認定試験	出題基準の検討、出願書類の作成 など
登録	登録の内容 ホームページ上の精神科認定看護師全国データの公表のあり方 など
更新	活動実績ポイントの検討、運用方法 など
広報	学術集会等での説明会の実施、実習施設への説明会の実施 など

#### 4. プロジェクト構成

##### 1) 委員

- 遠藤 淑美 (当協会業務執行理事・教育認定委員長/大阪大学)
- 吉浜 文洋 (当協会業務執行理事/佛教大学)
- 萱間 真美 (当協会教育認定委員/聖路加国際大学)
- 榊 明彦  
(「薬物・アルコール依存症看護」科目担当講師/医療法人社団翠会成増厚生病院)
- 麻場 英聖 (公益財団法人復康会沼津中央病院)
- 草地 仁史 (山陽学園大学/精神科認定看護師)

##### 2) 事務局

- 仲野 栄 (当協会業務執行理事)
- 吉川 隆博 (当協会業務執行理事)
- 窪田 澄夫 (当協会理事)
- 柿島 有子 (当協会認定部長)

#### 5. 添付資料

- 資料1 平成27年度改正 精神科認定看護師制度の概要
- 資料2 受講資格審査に関する出願書類一式
- 資料3 新カリキュラム 学習内容
- 資料4 4年間の活動実績ポイント換算表 (改正案)